

1 都市計画を取り巻く状況と都市計画区域の課題

(1) 地方都市を取り巻く社会経済の動向

地方都市を取り巻く社会経済の変化については、人口減少、環境問題、情報化や国際化の進展など様々な動向がありますが、ここでは特にこれからの都市整備に対して強く影響を及ぼすと予想される要因を取り上げて、その動向を紹介します。

ア 地球温暖化

地球温暖化問題は、二酸化炭素をはじめとした温室効果ガスの増加による地球全体の地表・大気温度の上昇が、自然の生態系及び人類に悪影響を及ぼすという国際的な環境問題の一つです。地球温暖化対策は今後の都市あるいは都市交通の課題のうち、最も重要な事項の一つです。

イ 人口減少

- (ア) 我が国の人口は、出生率の大幅な低下によって、これまでの増加傾向から減少に転ずることが確実です。社会減が続き高齢化の進む地方都市では、既に自然減が生じており、今後人口が減少に転じる都市や都市圏は一層増加すると予想されます。
- (イ) これまで人口増加に対応し続けてきた都市整備については、その圧力から解放されることとなります。同時に、人口減少下の都市政策については、これまで取り組んできた人口増及び市街地拡大における施策体系では十分に対応できなくなり、その価値体系や判断基準も含めて、見直すことが必要となります。

ウ 少子・高齢化

当面の課題として、増大する高齢者の社会参加を支えるため、あるいは子育てを支援するための交通基盤や居住環境などの整備が急がれる状況となっています。

エ 拡散型都市構造

- (ア) 継続的な都市化の進展によって、我が国の都市は、高度な土地利用がなされていない都心部が残ったまま、その周辺から郊外にかけて住宅を中心とする低密度の市街地が薄く広がる、拡散型の都市構造となっています。
- (イ) 居住をはじめとした多様な都市機能が都心に集約され、誰もが容易に都市的サービスを享受できるといった、本来の都市のあるべき姿に対して、このような都市構造はその魅力を阻害するものとなっています。特に地方都市においては、中心部の居住者の減少、大規模店舗の郊外立地などによる中心市街地の衰退の原因ともなっています。

オ 都市交通問題

拡散型都市構造は、都心方向の長距離・長時間の通勤を発生させ、生活時間を制約させるとともに、自動車利用の拡大と相まって慢性的な交通混雑を始めとした都市交通問題の大きな要因となっています。また、交通混雑に起因する騒音・大気汚染などの環境問題や地球温暖化現象の促進要因ともなっています。

(2) 本県の都市計画区域を取り巻く状況

「鹿児島県都市計画基本方針」において整理されている都市計画区域における課題等を紹介します。

ア 都市計画区域

市町村合併後の都市計画区域の再編については、合併後の総合計画や都市計画基礎調査の結果等を踏まえて、広域的な観点から市町村の意見を聞きながら検討する。

(ア) 区域区分

都市計画法の改正に伴って創設された市街化調整区域内での開発行為に対する規制緩和制度などの活用や、市町村合併に伴う区域区分の再編について検討することが必要です。

(イ) 土地利用

人口減少・超高齢社会に対応して、土地利用と基盤施設の整合が図られたコンパクトな都市づくりを進める必要があることから、地域の拠点形成、土地の有効・高度利用、市街地内外での自然環境の整備保全を図る。

(ウ) 都市施設

都市の骨格を形成する道路、下水道、公園などの基盤施設については機能的な都市活動を確保するため、土地利用や他の都市施設等の計画と統合性・一体性を確保しながら整備を進める。

(エ) 市街地整備等

- a 既成市街地においては、土地の有効利用・高度利用、中心市街地の活性化、密集市街地の改善を図る地区や大規模土地利用転換が見込まれる地区等について適切な「市街地再開発事業」の手法の導入を検討し、都市の再生・再構築を図ることにより、コンパクトな都市づくりを進める。
- b 周辺市街地においては、都市基盤が整った個性とうるおいのある都市づくりを進めるために、地域住民の合意形成を図りながら「土地区画整理事業」や「地区計画」の手法の導入を検討する。

(オ) 自然的環境の整備または保全

本県の貴重な自然や自然的環境を未来への資産として継承できるよう整備・保全に努める。

(カ) 景観形成

本県は、雄大で美しい自然、地域固有の歴史や文化など多彩で豊かな景観に恵まれています。近年の社会情勢の変化の中で、都市の景観は大きく変貌しつつある。地域の活力を維持し、持続可能な成長を図っていくためには、地域固有の資源である美しい景観を守り育てながら、魅力ある都市づくりを進めていくことが必要となっている。

(キ) 都市計画区域の課題

県内の都市計画区域における課題は、以下のように整理されます。

鹿児島県の都市計画区域の課題

- 人口減少，少子・高齢化への対応
人口減少や超高齢社会に対応した誰もが安心して暮らせる都市づくりが求められている。
- 広域的な交流ネットワークの構築
都市機能の適切な分担[※]と合わせて，広域的な交流ネットワークの構築が求められている。
- 活力ある都市づくり
個性を生かした魅力あるまちづくりが求められている。また，中心市街地の空洞化により，活力が失われつつある。さらに，低・未利用地が増加している。
- 安心安全に暮らせる都市づくり
本県特有の地理的条件により，災害が多発している。また，子供からお年寄りまで，あらゆる人々が利用できるよう，ユニバーサルデザインに配慮した公共空間の形成が求められている。
- 自然的環境の保全・整備
環境負荷の少ない都市づくりが求められている。また，都市における良好な緑の保全・創出や良好な水環境への回復が求められている。
- 良好な都市景観の形成
建築物の高層化や沿道型商業施設の展開，屋外広告物の乱立により，都市の景観が大きく変貌しつつある。また地域の特性を生かした美しい都市景観づくりが求められている。

※都市機能の適切な分担とは

県内各地の都市を中心とする圏域において，地域特性(豊かな自然，特色ある歴史・文化，産業など)を踏まえた都市機能の充実を図ることにより，各圏域とその周辺地域及び圏域相互間の機能分担・連携を図ること

(3) 本県の都市計画の目標

このような課題に対して、「鹿児島県都市計画基本方針」において整理されている本県の都市計画の目標は次のとおりです。

● 鹿児島県の都市計画の基本理念目標

活力にあふれ個性とうるおいのあるまちづくり

● 県土レベルの基本目標

交流連携で活力ある鹿児島県土づくり

○ 人と自然が共生する環境にやさしい都市づくり

循環型社会に対応した都市の再生を行い、今後の人口動態に対応したコンパクトな都市づくりを通じて、人と自然が共生する環境にやさしい都市づくりを目指します。

○ 安全とうるおいのある都市づくり

秩序ある市街地の形成や災害にも強く快適な都市基盤の整備に努め、安全な都市づくりを目指します。ユニバーサルデザインに配慮した道路、公園・緑地などの施設整備や都市景観の形成に努め、うるおいのある都市づくりを目指します。

○ 個性を活かした活力ある都市づくり

地域の伝統・文化・歴史・自然・景観等を生かし、地域に即した個性ある都市づくりを目指します。中心市街地の活性化や都市の再生による活力ある都市づくりを目指します。

○ 交流ネットワークで築く都市づくり

高規格幹線道路、九州新幹線、空港、港湾等の整備に努め、都市間の交流ネットワークの構築による都市づくりを目指します。

○ 住民参加型都市づくり

都市計画制度を適切に運用しながら、インターネット等を利用した住民意見募集を行うなど、住民参加型都市づくりを目指します。

2 都市計画の目標に対する運用の考え方

(1) 人と自然が共生する環境にやさしい都市づくりのための運用のあり方

循環型社会に対応した都市の再生を行い、今後の人口動態に対応したコンパクトな都市づくりを通じて、人と自然が共生する環境にやさしい都市づくりを目指すために、以下のような都市計画制度を重点的に運用していく必要があります。

施策の方向性		都市計画制度運用の考え方
メリハリのある市街地形成 (市街地拡散の抑制)	都市計画の枠組みの設定	・都市計画区域や準都市計画区域の指定
	市街地の枠組みの設定	・区域区分の決定 ・用途地域の決定 ・特定用途制限地域の決定
	市街地の高密度化の誘導等	・地区計画の決定 ・建物形態規制の運用（用途白地地域など） など
農地・緑地等の自然的環境の保全	農地等の保全	・区域区分による市街化調整区域の決定（開発許可制度の適正な運用） ・特定用途制限地域の決定（非線引き用途白地地域）
	緑地等の保全	・生産緑地地区、緑地保全地区、風致地区等の決定 ・都市計画公園・緑地の決定
	他の規制との連携	・他法令による土地利用規制との連携 など
農村集落における環境整備	集落地環境の整備	・地区計画の決定 ・集落地区計画の決定
	集落地の活性化	・開発許可制度の柔軟な運用（都市計画法第34条第4, 11, 12号） など

(2) 安全とるおいのある都市づくりのための運用のあり方

安全な都市づくり及びるおいのある都市づくりを目指すために、以下のような都市計画制度を重点的に運用していく必要があります。

施策の方向性		都市計画制度運用の考え方
安全・安心な市街地環境の整備	災害危険市街地の改善	・防火地域・準防火地域の決定 ・防災街区整備地区計画の決定
	災害時の避難空間等の整備	・都市計画道路の決定（避難路・延焼遮断帯など） ・都市計画公園の決定

	防災市街地の形成	<ul style="list-style-type: none"> ・土地区画整理事業の決定，実施 ・市街地再開発事業の決定，実施
うるおいのある美しい都市づくりの推進	伝統的な街並み等の保全	<ul style="list-style-type: none"> ・特別用途地区の決定 ・伝統的建造物群保存地区の決定
	美しい自然等の保全	<ul style="list-style-type: none"> ・生産緑地地区，緑地保全地区，風致地区等の決定
	美しい街並みの形成	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画道路・公園の決定 ・地区計画の決定

(3) 個性を活かした活力ある都市づくりのための運用のあり方

地域の伝統・文化・歴史・自然・景観等を活かし，地域に即した個性ある都市づくりを目指すために，また中心市街地の活性化や都市の再生による活力ある都市づくりを目指すために，以下のような都市計画制度を重点的に運用していく必要があります。

施策の方向性		都市計画制度運用の考え方
地域の個性を活かした都市づくりの推進	地域風土の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・特別用途地区の決定 ・伝統的建造物群保存地区の決定
	自然の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・生産緑地地区，緑地保全地区，風致地区等の決定
	新しい地域風土の創造	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画道路・公園の決定 ・地区計画の決定
市街地内の土地の有効・高度利用の推進	市街地の高度利用の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・特別用途地区の決定 ・高度地区，高度利用地区の決定 ・地区計画の決定
	基盤整備による市街地の有効利用	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画道路の整備 ・土地区画整理事業の決定・実施 ・市街地再開発事業の決定・実施

(4) 交流ネットワークで築く都市づくりのための運用のあり方

高規格幹線道路，九州新幹線，空港，港湾等の整備に努め，都市間の交流ネットワークの構築による都市づくりを目指すために，以下のような都市計画制度を重点的に運用していく必要があります。

施策の方向性		都市計画制度運用の考え方
広域交通ネットワーク形成の推進	広域交通施設の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・高規格幹線道路等の都市計画道路としての決定 ・都市高速鉄道の決定

広域交流拠点形成 の推進	拠点市街地の 枠組みの設定	・都市計画区域・準都市計画区域の指定
	拠点市街地の形成	・流通業務地区の決定 ・臨港地区の決定 ・地区計画の決定 ・土地区画整理事業の決定・実施
	拠点施設等の形成	・流通業務団地の決定・整備

(5) 住民参加型都市づくりのための運用のあり方

都市計画制度を適切に運用しながら、インターネット等を利用した住民意見募集を行うなど、住民参加型都市づくりを目指すために、以下のような都市計画制度を重点的に運用していくことが必要です。

施策の方向性		都市計画制度運用の考え方
住民参加による 都市づくりの推進	知識の普及	・都市計画知識等の普及
	計画作成への参加	・都市計画マスタープラン等策定における住民参加 ・都市計画提案制度